

大阪府規則第五十三号

大阪府福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（平成五年大阪府規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則の用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「政令」という。）</u>及び条例の定めるところによる。</p> <p>(視覚障害者の利用上支障がない、案内設備までの経路の部分)</p> <p>第八条 条例第二十六条第一号の規則で定める部分は、<u>第三条第一号イ若しくはロに該当するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。</u></p> <p>(制限の緩和に関する認定の申請)</p> <p>第九条 条例第三十一条の規定による知事の認定を受けようとする者は、<u>大阪府福祉のまちづくり条例第三十一条の規定による認定申請書（様式第一号）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の大阪府福祉のまちづくり条例第三十一条の規定による認定申請書には、知事が必要であると認める図書又は書面を添付しなければならない。</p> <p>(移動等円滑化情報公表計画書の届出等)</p> <p>第十条 条例第三十三条第一項及び第二項の規定による届出は、<u>移動等円滑化情報公表計画書（様式第二号）</u>を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第三十三条第一項の規則で定める情報は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 駐車場の有無及び駐車場がある場合にあつては、車椅子使用者用駐車施設の有無</p> <p>二 道等及び車椅子使用者用駐車施設からホテル又は旅館の主たる出入口（以下「主たる出入口」という。）までの経路における段差の有無並びに段差がある場合にあつては、傾斜路の設置の有無並びに当該経路における知事が別に定める視覚障害者を誘導する設備の有無</p> <p>三 主たる出入口の戸の構造</p> <p>四 案内所及び点字その他の方法により視覚障害者が円滑に利用することができる案内設備の有無並びに主たる出入口から当該案内所及び当該案内設備までの経路における</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則の用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び条例の定めるところによる。</p> <p>(視覚障害者の利用上支障がない、案内設備までの経路の部分)</p> <p>第八条 条例第二十四条第一号の規則で定める部分は、<u>第三条第一号イ若しくはロに該当するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。</u></p> <p>(制限の緩和に関する認定の申請)</p> <p>第九条 条例第二十九条の規定による知事の認定を受けようとする者は、<u>大阪府福祉のまちづくり条例第二十九条の規定による認定申請書（様式第一号）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の大阪府福祉のまちづくり条例第二十九条の規定による認定申請書には、知事が必要であると認める図書又は書面を添付しなければならない。</p>

知事が別に定める視覚障害者を誘導する設備の有無

五 エレベーターの有無及びエレベーターがある場合にあつては、政令第十八条第二項第五号に規定するエレベーターの有無

六 不特定かつ多数の者が利用する客室以外の部分（以下「共用部分」という。）における車椅子使用者用便房その他知事が別に定める高齢者、障害者等が円滑に利用することができる設備を設けた便房の有無

七 共用部分における条例第二十三条に規定する構造の浴室等の有無及び貸し切つて利用することができる浴室等の有無

八 共用部分における乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便所の有無並びに授乳及び乳幼児のおむつ交換をすることができる場所の有無

九 次に掲げる客室の有無並びに当該客室がある場合にあつては、当該客室の数の他の知事が別に定める当該客室に係る情報の公表の有無

(1) 条例第二十一条第一項第一号に掲げる要件を満たす一般客室

(2) 条例第二十一条第一項第三号に掲げる要件を満たす一般客室

(3) 車椅子使用者用客室

(4) (1)から(3)までに掲げる客室以外の客室

十 車椅子等の貸出しその他の知事が別に定めるサービス

十一 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 前項各号に掲げる事項の表示は、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。）Z八二二〇に適合する図記号を用いるなど、高齢者、障害者等に分かりやすい表示としなければならない。

4 条例第三十三条第一項の規則で定める時期は、営業を開始する日の十四日前とする。

5 条例第三十三条第三項（条例第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 図書の縦覧

二 インターネットの利用

（ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表の方法）

第十一条 条例第三十四条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 インターネットの利用

二 パンフレットその他これに類するものの掲載

三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

2 条例第三十四条の規定による情報の公表は、原則として前項第一号に掲げる方法により行うものとする。

(移動等円滑化情報公表計画書の変更の届出)

第十二条 条例第三十六条第一項の規定による届出は、当該変更をした日から三十日以内に、移動等円滑化情報公表計画書変更届出書(様式第三号)を提出して行わなければならない。

(事前協議)

第十三条 条例第四十条第一項の規定による協議は、都市施設設置工事事前協議書(様式第四号)を提出して行わなければならない。
2 前項の都市施設設置工事事前協議書には、都市施設事前協議項目表(様式第五号)を添付しなければならない。
3 (略)

(工事完了の届出)

第十四条 条例第四十条第二項の規定による届出は、都市施設設置工事完了届出書(様式第六号)を提出して行わなければならない。
2 (略)

(現況調査の結果の報告)

第十五条 条例第四十一条の規定による現況調査の結果の報告は、それぞれの事業者について知事が定める期限までに、既存施設現況調査結果報告書(様式第七号)を提出して行わなければならない。
2 現況調査を行う既存施設が建築物である場合は、前項の既存施設現況調査結果報告書には、既存施設現況調査項目表(様式第八号)を添付しなければならない。

(国等に準ずる者)

第十六条 条例第四十一条第八号イ及び第四十九条の規則で定める者は、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされて建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条の規定が準用される者とする。

(改善計画の届出)

第十七条 条例第四十二条第一項の規定による届出は、それぞれの事業者について知事が定める期限までに、既存施設改善計画届出書(様式第九号)を提出して行わなければならない。
2 改善計画を作成する既存施設が建築物である場合は、前項の既存施設改善計画届出書には、既存施設改善計画項目表(様式第十号)を添付しなければならない。

(改善計画の変更の届出)

第十八条 条例第四十三条第一項の規定による届出は、改善計画の変更後速やかに、既存施設改善計画変更届出書(様式第十一号)を提出して行わなければならない。
2 (略)

(定期報告)

第十九条 条例第四十四条の規定による報告は、改善計画を届け出た年度から起算して二年度又は二の倍数の年度を経過したことの年度の

(事前協議)

第十条 条例第三十一条第一項の規定による協議は、都市施設設置工事事前協議書(様式第二号)を提出して行わなければならない。
2 前項の都市施設設置工事事前協議書には、都市施設事前協議項目表(様式第三号)を添付しなければならない。
3 (略)

(工事完了の届出)

第十一条 条例第三十一条第二項の規定による届出は、都市施設設置工事完了届出書(様式第四号)を提出して行わなければならない。
2 (略)

(現況調査の結果の報告)

第十二条 条例第三十二条の規定による現況調査の結果の報告は、それぞれの事業者について知事が定める期限までに、既存施設現況調査結果報告書(様式第五号)を提出して行わなければならない。
2 現況調査を行う既存施設が建築物である場合は、前項の既存施設現況調査結果報告書には、既存施設現況調査項目表(様式第六号)を添付しなければならない。

(国等に準ずる者)

第十三条 条例第三十一条第八号イ及び第四十九条の規則で定める者は、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされて建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条の規定が準用される者とする。

(改善計画の届出)

第十四条 条例第三十三条第一項の規定による届出は、それぞれの事業者について知事が定める期限までに、既存施設改善計画届出書(様式第七号)を提出して行わなければならない。
2 改善計画を作成する既存施設が建築物である場合は、前項の既存施設改善計画届出書には、既存施設改善計画項目表(様式第八号)を添付しなければならない。

(改善計画の変更の届出)

第十五条 条例第三十四条第一項の規定による届出は、改善計画の変更後速やかに、既存施設改善計画変更届出書(様式第九号)を提出して行わなければならない。
2 (略)

(定期報告)

第十六条 条例第三十五条の規定による報告は、改善計画を届け出た年度から起算して二年度又は二の倍数の年度を経過したことの年度の

様式第一号の次に次の二様式を追加する。

様式第一号 (第9条関係)

大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定申請書

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第31条第1項の規定による認定を申請します。

(略)

(身分証明書)

第二十条 条例第四十五条第二項の証明書は、身分証明書(様式第十三号)とする。

(書類の提出部数)

第二十一条 第九条、第十条、第十二条から第十五条まで、第十七条及び第十八条の規定により提出する書類の提出部数は、正本一部及び副本一部とする。

- 2 四月一日から十二月二十五日までに行わなければならない。
- 3 前二項の報告は、既存施設改善工事定期報告書(様式第十二号)を提出して行わなければならない。
- 4 改善計画に基づく工事を実施する既存施設が建築物である場合は、前項の既存施設改善工事定期報告書には、既存施設改善計画項目表(様式第十号)を添付しなければならない。

様式第一号 (第9条関係)

大阪府福祉のまちづくり条例第29条の規定による認定申請書

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第29条第1項の規定による認定を申請します。

(略)

(身分証明書)

第十七条 条例第三十六条第二項の証明書は、身分証明書(様式第十一号)とする。

(書類の提出部数)

第十八条 第九条から第十二条まで、第十四条及び第十五条の規定により提出する書類の提出部数は、正本一部及び副本一部とする。

- 2 四月一日から十二月二十五日までに行わなければならない。
- 3 前二項の報告は、既存施設改善工事定期報告書(様式第十号)を提出して行わなければならない。
- 4 改善計画に基づく工事を実施する既存施設が建築物である場合は、前項の既存施設改善工事定期報告書には、既存施設改善計画項目表(様式第八号)を添付しなければならない。

様式第2号 (第10条関係)

移動等円滑化情報公表計画書		年 月 日
大阪府知事 様	届出者 住所	
	氏名	(印)
大阪府福祉のまちづくり条例第33条 (第1項・第2項) の規定により、次のとおり届け出ます。		
1 ホテル又は旅館の名称		
2 ホテル又は旅館の所在地		
3 ホテル又は旅館の概要	<input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 旅館	
敷地面積		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造
建築面積		<input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造
建築総床面積		<input type="checkbox"/> その他 ()
階数	地上 階、地下 階	客室総数 室
共用部分の設備・施設等	<input type="checkbox"/> 車椅子利用者用駐車場 <input type="checkbox"/> 車椅子利用者用便房 <input type="checkbox"/> 宴会場・会議室等	<input type="checkbox"/> 案内所 <input type="checkbox"/> 裕室等 <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> レストラン等
客室の種類	<input type="checkbox"/> 和室 (室) <input type="checkbox"/> 和洋室 (室) <input type="checkbox"/> 洋室 (室) <input type="checkbox"/> メゾネット (室) <input type="checkbox"/> 車椅子利用者用客室 (室) <input type="checkbox"/> 1ベッドルーム シングル (室) ダブル (室) <input type="checkbox"/> 2ベッドルーム (室) <input type="checkbox"/> 3ベッドルーム以上 (室)	
ホテル又は旅館の営業の開始日 (予定日)	年 月 日	
4 移動等円滑化情報の内容	別紙のとおり	
5 公表の方法	<input type="checkbox"/> インターネットの利用 (HPアドレス:)	

<input type="checkbox"/> パンフレットその他これに類するものへの掲載 <input type="checkbox"/> その他 ()	
6 移動等円滑化情報の公表 日 (予定日)	年 月 日
7 担当者 (問い合わせ先)	会社名 担当者名 電話番号 メールアドレス
<p>【注意】 ※印のある欄は記入しないでください。 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; vertical-align: middle;">※</div>	
〔3枚中1枚目〕	

(別紙) 大阪府福祉のまちづくり条例第33条第1項第4号に掲げる移動等円滑化情報の内容

※移動等円滑化情報の内容の欄の「政令第○条」はバリアフリー法施行令の該当条文
 ハード面の対応

項目	移動等円滑化情報の内容	
①駐車場	駐車場の有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無
②-1 道等から主たる出入口までの の経路	政令第17条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設の有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無
	段差の有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無
	傾斜路の設置の有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無
②-2 車椅子使用者 用駐車施設か ら主たる出入 りまでの経路	視覚障害者誘導用ブロック又は音声による誘導案内の有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無
	段差の有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無
	傾斜路の設置の有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無
③主たる出入 口の戸の構造	視覚障害者誘導用ブロック又は音声による誘導案内の有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無
	<input type="checkbox"/> : 自動ドア <input type="checkbox"/> : 開き戸 <input type="checkbox"/> : 引き戸 <input type="checkbox"/> : 手動)	
④案内所及び 案内設備	案内所の有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無
	点字又は音声による視覚障害者が利用することができる案内設備の有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無
	主たる出入口から当該案内所までの視覚障害者誘導用ブロック又は音声による誘導案内の有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無
	主たる出入口から当該案内設備までの視覚障害者誘導用ブロック又は音声による誘導案内の有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無
⑤エレベーター	エレベーターの有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無
	車椅子使用者が円滑に利用することができるエレベーターの有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無
	点字及び音声による案内設備を設けたエレベーターの有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無
⑥共用部分の 便所	政令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房の有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無
	温水洗浄機能付きの便座を設けた便房の有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無
	オストメイトが円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房の有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無
	大人のおむつを交換することができる長さ1.2m以上のベッドを設けた便房の有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無

⑦共用部分の浴室等	車椅子使用者が円滑に利用することができる浴室等の有無	□：有 □：無
	貸し切って利用することができる浴室等の有無	□：有 □：無
⑧共用部分の子育て支援設備	乳幼児を座らせることができる設備を設けた便所の有無	□：有 □：無
	乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便所の有無	□：有 □：無
	授乳及び乳幼児のおむつ交換をすることができる場所の有無	□：有 □：無
⑨-1 UDルームⅠ ※1 (段差のない客室) ※3	UDルームⅠの有無	□：有 □：無
	客室数	室
	代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無	□：有 □：無
⑨-2 UDルームⅡ ※2 (車椅子利用に配慮) ※3	UDルームⅡの有無	□：有 □：無
	客室数	室
	代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無	□：有 □：無
⑨-3 車椅子使用者用客室 ※3	車椅子使用者用客室の有無	□：有 □：無
	客室数	室
	代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無	□：有 □：無
⑨-4 その他の一般客室 ※3	その他の一般客室の有無	□：有 □：無
	客室数	室
	代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無	□：有 □：無
	出入口の幅 (cm)、通路の幅 (cm)	cm、 cm
	便所及び浴室等の出入口の幅 (cm) ・段差 (cm)	cm、 cm

※1 条例第21条第1項第1号に掲げる要件を満たす一般客室

※2 条例第21条第1項第3号に掲げる要件を満たす一般客室

※3 種類を分けて公表する場合は、適宜欄を増やして記載してください。

ソフト面の対応		移動等円滑化情報の内容		
項目				
⑩-1 備品の貸出又は設備の設置	車椅子の貸出		<input type="checkbox"/> ：有	
	ベビーカーの貸出		<input type="checkbox"/> ：有	
	シャワーチェアへの貸出		<input type="checkbox"/> ：有	
	シャワー用車椅子の貸出		<input type="checkbox"/> ：有	
	浴室用マットの貸出		<input type="checkbox"/> ：有	
	入浴台の貸出		<input type="checkbox"/> ：有	
	据置き型スロープの貸出		<input type="checkbox"/> ：有	
	室内信号装置の貸出		<input type="checkbox"/> ：有	
	文字対応テレビ及び文字表示ボタン付きリモコンの貸出又は設置		<input type="checkbox"/> ：有	
	移動端末設備（タブレット）の貸出又は設置		<input type="checkbox"/> ：有	
	ファクシマリの貸出又は設置		<input type="checkbox"/> ：有	
	⑩-2 コミュニケーションサービス	予約時及び宿泊時の電子メールによる対応		<input type="checkbox"/> ：有
		予約時及び宿泊時のファックスによる対応		<input type="checkbox"/> ：有
		受付時の筆談による対応		<input type="checkbox"/> ：有
受付時の手話による対応			<input type="checkbox"/> ：有	
・予約時、受付時及び宿泊時の多言語による対応 ・対応がある場合の対応言語の種類			<input type="checkbox"/> ：有 語 語 語	
⑩-3 案内等のサービス	建物出入口から客室までの人的な誘導案内		<input type="checkbox"/> ：有	
	ルビ振り又はイラストの入ったパンフレットによる利用案内		<input type="checkbox"/> ：有	
	映像による利用案内		<input type="checkbox"/> ：有	
	個室での食事の提供		<input type="checkbox"/> ：有	
	非常時の館内及び客室内への音声放送		<input type="checkbox"/> ：有	

添付資料

※
<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に基づく許可を受けたことを証する書類及び当該許可に係る申請書の写し（予定の場合は、申請書の写し） ・建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の写し（予定の場合は、検査申請書の写し） ・ホームページの公表（案）、パンフレット（案）〔作成する場合〕 ・配置図兼1階平面図等（共用部分の情報内容（場所等）が確認できるもの） ・各情報の内容で「有」とした項目に係る図面、写真等 ・客室の代表的な間取りを表示した平面図の公表を「有」とした場合は、当該平面図 ・UDルームⅠ又はUDルームⅡを「有」とした場合で、確認済証の日付が令和2年8月31日以前の場合は、当該客室の間取りを表示した平面図等 ・車椅子利用者用客室を「有」とした場合で、確認済証の日付が平成18年12月19日以前の場合は、当該客室の間取りを表示した平面図等

【注意】 ※印のある欄は記入しないでください。

〔3枚中3枚目〕

様式第3号（第12条関係）

移動等円滑化情報公表計画書変更届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住 所

氏 名 印

大阪府福祉のまちづくり条例第36条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

1 条例第33条第1項第1号から第5号までに掲げる事項を変更した直前の届出の内容

イ	ホテル又は旅館の名称
ロ	ホテル又は旅館の所在地
ハ	届出年月日
ニ	届出番号
ホ	移動等円滑化情報公表日

2 変更に係る事項

イ 変更内容

(変更前)	
(変更後)	

※適宜欄の大きさを変更してください。

ロ 変更した年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 ハ 変更後のホームページアドレス _____ パンフレットのパンフレットを添付
 3 担当者 (問い合わせ先) _____ 担当者名
 会社名 _____
 電話番号 _____
 メールアドレス _____

【注意】 ※印のある欄は記入しないでください。
 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができません。

※

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p> <u>様式第4号(第13条関係) その1</u> 都市施設設置工事前協議書(建築物) (略) 大阪府福祉のまちづくり条例第40条第1項の規定により、次のとおり協議します。 (略) </p>	<p> <u>様式第2号(第10条関係) その1</u> 都市施設設置工事前協議書(建築物) (略) 大阪府福祉のまちづくり条例第31条第1項の規定により、次のとおり協議します。 (略) </p>

様式第4号（第13条関係）その3

都市施設設置工事前協議書（公園）

（略）

大阪府福祉のまちづくり条例第40条第1項の規定により、次のとおり協議します。

（略）

様式第4号（第13条関係）その2

都市施設設置工事前協議書（道路）

（略）

大阪府福祉のまちづくり条例第40条第1項の規定により、次のとおり協議します。

（略）

様式第2号（第10条関係）その3

都市施設設置工事前協議書（公園）

（略）

大阪府福祉のまちづくり条例第31条第1項の規定により、次のとおり協議します。

（略）

様式第2号（第10条関係）その2

都市施設設置工事前協議書（道路）

（略）

大阪府福祉のまちづくり条例第31条第1項の規定により、次のとおり協議します。

（略）

様式第5号 (第13条関係) その1

都市施設事前協議項目表 (建築物)	
(略)	
○一般基準	
施設等	チェック項目
(略)	(略)
傾斜路 (政令第13条) (条例第16条)	①手すりを設けているか (勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜部分)
(略)	(略)
便所 (政令第14条) (条例第18条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか
	②下記③及び④の便房を設ける便所
	(略)
	(略)

様式第3号 (第10条関係) その1

都市施設事前協議項目表 (建築物)	
(略)	
○一般基準	
施設等	チェック項目
(略)	(略)
傾斜路 (政令第13条) (条例第16条)	①手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)
(略)	(略)
便所 (政令第14条) (条例第18条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか
	②パビエーチェア及びビベパッドを設け、その旨の表示をしているか (条例第18条第2項に掲げる特別特定建築物のうち、1,000㎡以上のものに限る)
	③下記④及び⑤の便房を設ける便所
	(略)
	(略)

③車椅子使用者用便房を設けているか（1以上）	
（略）	
（略）	
〔4枚中1枚目〕	

④車椅子使用者用便房を設けているか（1以上）	
（略）	
（略）	
〔4枚中1枚目〕	

○一般基準

施設等	チェック項目
(便所の続き)	④ (略)
	(略)
	⑤ (略)
	(略)

○一般基準

施設等	チェック項目
(便所の続き)	⑤ (略)
	(略)
	⑥ (略)
	(略)
ホテル又は旅館の客室 (政令第15条) (条例第19条)	①客室の総数が50以上で、車椅子使用者用客室を客室の総数に1/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けているか ②車椅子使用者用客室の床の表面は滑りにくい仕上げであるか ③便所（同じ階に共用便所があれば免除） ④洗面装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか ⑤出入口の幅は80 c m以上であるか（当該便房を設ける便所も同様） ⑥出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様） ⑦洗淨装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか ⑧浴室等（共用の浴室等があれば免除）

敷地内の通路 (政令第16条) (条例第22条)	(略)	
	③傾斜路がある部分	
	(1)手すりを設けているか (勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超え、かつ1/20を超える傾斜部分)	
	(略)	
	(略)	
浴室等 (条例第23条)	(略)	
	(略)	
案内設備 (政令第20条) (条例第25条)	(略)	

〔4枚中2枚目〕

	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	(略)	
	③傾斜路	
	(1)手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
敷地内の通路 (政令第16条) (条例第20条)	(略)	
	(略)	
浴室等 (条例第21条)	(略)	
	(略)	
案内設備 (政令第20条) (条例第23条)	(略)	

〔4枚中2枚目〕

○移動等円滑化経路（利用居室、車椅子使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目
(略)	(略)
廊下等 (政令第18条 第2項第3号) (条例第24条 第1項第1号)	(略)
(略)	(略)
エレベーター及 びその乗降ロビ	(略)
(政令第18条 第2項第5号) (条例第24条 第1項第2号)	(略)

(略)

[4枚中3枚目]

○移動等円滑化経路（利用居室、車椅子使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目
(略)	(略)
廊下等 (政令第18条 第2項第3号) (条例第22条 第1項第1号)	(略)
(略)	(略)
エレベーター及 びその乗降ロビ	(略)
(政令第18条 第2項第5号) (条例第22条 第1項第2号)	(略)

(略)

[4枚中3枚目]

様式第5号(第13条関係)その2 (略)

様式第5号(第13条関係)その3 (略)

○移動等円滑化経路	
施設等 (略)	チェック項目 (略)
敷地内の通路 (政令第18条 第2項第7号) (条例第24条 第1項第3号)	(略)
(略)	(略)
○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)	
施設等	チェック項目
案内設備までの 経路 (政令第21条) (条例第26条)	(略)
(略)	(略)

[4 枚中 4 枚目]

様式第3号(第10条関係)その2 (略)

様式第3号(第10条関係)その3 (略)

○移動等円滑化経路	
施設等 (略)	チェック項目 (略)
敷地内の通路 (政令第18条 第2項第7号) (条例第22条 第1項第3号)	(略)
(略)	(略)
○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)	
施設等	チェック項目
案内設備までの 経路 (政令第21条) (条例第24条)	(略)
(略)	(略)

[4 枚中 4 枚目]

様式第7号（第15条関係）その2

既存施設現況調査結果報告書（駐車場）
(略)
大阪府福祉のまちづくり条例第41条の規定により、現況調査の結果について、次のとおり報告します。
(略)

様式第7号（第15条関係）その1

既存施設現況調査結果報告書（建築物）
(略)
大阪府福祉のまちづくり条例第41条の規定により、現況調査の結果について、次のとおり報告します。
(略)

様式第6号（第14条関係）

都市施設設置工事完了届出書
(略)
大阪府福祉のまちづくり条例第40条第2項の規定により、都市施設の設置工事の完了について、次のとおり届け出ます。
(略)

様式第5号（第12条関係）その2

既存施設現況調査結果報告書（駐車場）
(略)
大阪府福祉のまちづくり条例第32条の規定により、現況調査の結果について、次のとおり報告します。
(略)

様式第5号（第12条関係）その1

既存施設現況調査結果報告書（建築物）
(略)
大阪府福祉のまちづくり条例第32条の規定により、現況調査の結果について、次のとおり報告します。
(略)

様式第4号（第11条関係）

都市施設設置工事完了届出書
(略)
大阪府福祉のまちづくり条例第31条第2項の規定により、都市施設の設置工事の完了について、次のとおり届け出ます。
(略)

様式第11号 (第18条関係) その2

既存施設改善計画変更届出書 (建築物)

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第43条第1項の規定により、改善計画の変更について、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第11号 (第18条関係) その1

既存施設改善計画変更届出書 (建築物)

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第43条第1項の規定により、改善計画の変更について、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第8号 (第15条関係) (略)

様式第9号 (第17条関係) その1 (略)

様式第9号 (第17条関係) その2 (略)

様式第10号 (第17条、第18条、第19条関係) (略)

様式第9号 (第15条関係) その2

既存施設改善計画変更届出書 (建築物)

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第34条第1項の規定により、改善計画の変更について、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第9号 (第15条関係) その1

既存施設改善計画変更届出書 (建築物)

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第34条第1項の規定により、改善計画の変更について、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第6号 (第12条関係) (略)

様式第7号 (第14条関係) その1 (略)

様式第7号 (第14条関係) その2 (略)

様式第8号 (第14条、第15条、第16条関係) (略)

(施行期日)
附 則

1 この規則は、令和二年九月一日から施行する。

様式第13号 (第20条関係)

(表)

身分証明書

(略)

(鑑)

上記の者は、大阪府福祉のまちづくり条例第45条第1項の規定による調査のための立入りをを行う職員であることを証明する。

(略)

(略)

(裏)

大阪府福祉のまちづくり条例 (抜粋)

(立入調査)

第45条 (略)

様式第12号 (第19条関係) その2

既存施設改善計工事定期報告書 (駐車場)

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第44条の規定により、改善計画に基づく工事の実施の状況について、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第12号 (第19条関係) その1

既存施設改善計工事定期報告書 (建築物)

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第44条の規定により、改善計画に基づく工事の実施の状況について、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第11号 (第17条関係)

(表)

身分証明書

(略)

(鑑)

上記の者は、大阪府福祉のまちづくり条例第36条第1項の規定による調査のための立入りをを行う職員であることを証明する。

(略)

(略)

(裏)

大阪府福祉のまちづくり条例 (抜粋)

(立入調査)

第36条 (略)

様式第10号 (第16条関係) その2

既存施設改善計工事定期報告書 (駐車場)

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第35条の規定により、改善計画に基づく工事の実施の状況について、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第10号 (第16条関係) その1

既存施設改善計工事定期報告書 (建築物)

(略)

大阪府福祉のまちづくり条例第35条の規定により、改善計画に基づく工事の実施の状況について、次のとおり届け出ます。

(略)

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書その他の書類は、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。